

## 津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用料算定基準

校 長 裁 定

制定 平成27年3月30日

改正 令和元年12月2日

改正 令和4年6月1日

改正 令和5年3月23日

改正 令和5年12月12日

改正 令和6年3月19日

### (目的)

第1条 この利用料算定基準は、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程第9条、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用要項第8条第2項、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月）及び独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用料（以下「利用料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (利用料)

第2条 利用者は、テクノセンター利用申請書に基づき別表により算出される額を支払期限までに支払うものとする。ただし、法令等に定めのある場合は、当該法令等に定める額とする。

2 利用料は、消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

### (利用料の減免措置)

第3条 利用料は、次の一に該当する場合減免できるものとする。

- 一 公的機関からの申込の場合、公的機関の規程等によるものとする。
- 二 利用者が申込時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合、利用料金の半額を減額するものとする。
- 三 津山高専技術交流プラザ会員の場合、1年間につき技術相談及び機器利用する3時間分は無料とする。ただし、3Dプリンターの利用に関しては、技術相談及び機器利用する3時間相当分を減額するものとする。
- 四 その他、上記に準じるものと校長が認めた場合

### (利用料の納付方法)

第4条 利用者は、第2条の利用料を、法令等に定めのある場合を除き、総務課が発行する請求書に明記されている金額を指定された期日までに銀行振込により納付するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表

事項	単位	料金（税込み）
技術相談（1回目の1時間は無料）	30分	2,750円
樹脂3Dプリンター ①モデル材の容積(cc)@100+サポート材の容積(cc)@100 ②作業費 1回あたり 9,900円	1回	9,900円～
金属3Dプリンター ①材料費（造形物の重量(g)）×@20 ②作業費 1回あたり 12,100円	1回	12,100円～
3Dスキャナ型三次元測定機 （キーエンス VL-700）	30分	2,750円
3Dデジタルサイザー（スキャナー） （GMO ATOSⅢ Triple Scan）	30分	2,750円
走査型電子顕微鏡 （日本電子 JSM-IT800SHL）	30分	3,300円
走査型電子顕微鏡 （日本電子 JSM-6510LA）	30分	2,750円
精密万能試験機	30分	2,750円
表面粗さ測定器	30分	2,750円

（注）

- ・利用時間が30分に満たない場合は、30分利用したものとして料金を算定する。
- ・技術相談を利用者の指定する場所で行った場合、要した旅費を利用料に加算して算定する。